

学び直し! 知っているようで知らない!? 最低賃金のハ・ナ・シ



(監修:労働条件・中小労働対策局)

まだまだ解決すべき問題も



「最低賃金(最賃)」とは、最低賃金法に基づき国が定めている賃金の最低額(時給)のことです。使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。違反した場合の罰則も定められています。賃金などの労働条件は労使交渉で決めるのが原則です。しかし、労働組合がない企業の労働者は、使用者に不当な低賃金を強要される場合も考えられるため、最賃が社会的に規制する役割を果たしています。重要なセーフティネットである最低賃金。知っているようで知らないコトも…。ここであらためて「最賃」についておさらいしましょう。



知っているようで知らないコト①

最賃の引き上げは、国民経済の発展に不可欠!



最賃制度の目的は、低賃金労働者の労働条件改善だけではありません。実は労使双方にプラスなんです! 労働条件が改善されると、やりがいをもって知識やスキルに磨きをかけるゆとりが生まれ、生産性向上につながります。労働条件の改善により、企業が優秀な労働者を雇い入れやすくなります。また、賃金引き下げなどの企業間の「底なし」の過当競争を食い止め、企業が提供する製品やサービスの向上にもつながります。

くわしく

国民経済の健全な発展



労働条件の改善



働くことを軸とする 安心社会の実現を!

事業の公正な競争の確保



労働力の向上



労働者の生活の安定



知っているようで知らないコト②

法定最賃は、実は2種類ある!

地域別最低賃金とは?

すべての労働者に適用される賃金です。地域における労働者の「生計費」や「賃金」、使用者の「通常の賃金支払い能力」等を考慮し、47都道府県別に決められています。

特定最低賃金とは?

産業や職種ごとの賃金実態を踏まえた審議によって特定の産業や職種ごとに設定することができる賃金です。

労使の代表と中立な立場の有識者で決めているんだって!



知っているようで知らないコト③

地域格差が拡大している!

底上げ急務!



最低額 鳥取・高知 宮崎・沖縄 ¥693

最高額 東京 ¥907



地域別最低賃金の最高額と最低額の差

2011年	¥192
2012年	¥198
2013年	¥205
2014年	¥211
2015年	¥214

これでは賃金の低い地域から高い地域へ働き手が流出してしまうかも。地域活性化のためにも最賃の引き上げが必要です。

どんどん拡大している

知っているようで知らないコト④

最賃にはボーナスや臨時手当、残業代は入らない!

精皆勤手当、通勤手当、家族手当は入らないんだね!



▲この部分が最低賃金の対象となります。

知っているようで知らないコト⑤

春季生活闘争の成果はみんなの手に!

皆さんの会社の賃上げはもちろん、企業内最低賃金協定の締結拡大などが進めば、地域別最賃や特定最賃の引き上げを後押しできます。労働組合のあり・なし、正社員やパート・派遣社員など雇用形態の違いにかかわらず、すべての労働者に波及していきます。

